

一般競争入札の実施について

京都府立医科大学大学院中央研究室内部改修工事の工事請負契約について、京都府公立大学法人会計規則（平成20年京都府公立大学法人規則第2号）第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年1月17日

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 京都府立医科大学大学院中央研究室内部改修工事
- (2) 工事場所 京都市上京区河原町通広小路の梶井町465番地
- (3) 工事概要 研究用放射線管理区域の改修及び創薬センター設置に係る以下の工事
建築工事一式
- (4) 工事期間 契約日の翌日から平成31年4月26日まで

2 契約条項を示す場所並びに契約及び入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路の梶井町465番地

京都府立医科大学学生部学生課大学院担当

電話番号(075)251-5227

ファクシミリ番号(075)251-5216

- (2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路の梶井町465番地

京都府立医科大学学生部学生課大学院担当

電話番号(075)251-5227

ファクシミリ番号(075)251-5216

3 入札に参加する者に必要な資格

許可の種類	建築工事業に係る建設業の許可
認定業種	建築一式工事
認定等級	I等級（京都府）
総合点	—
営業所所在地	京都府京都土木事務所管内に主たる営業所を置く者
配置予定技術者	
	監理技術者又は主任技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。
その他	
	(1) 一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりに

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 業態調書（別記様式2）

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式2に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式2の提出は不要とする。

ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

ウ 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成31年1月17日（木）午後1時から 平成31年1月23日（水）午後4時まで	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成31年1月17日（木）午後1時から 平成31年1月30日（水）午前9時まで	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成31年1月22日（火） 午前9時から午後5時まで 平成31年1月23日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 ：平成31年1月23日（水）正午まで 設計図書に関する質問 ：平成31年1月25日（金）正午まで	共通事項4のとおり
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：平成31年1月28日（月）	共通事項5のとおり
入札日時	平成31年1月30日（水）午前10時	共通事項6のとおり

注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について平成31年1月24日（木）に通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

7 落札者の決定方法

京都府公立大学法人会計規則第34条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

8 支払条件

(1) 前払金

請負代金額の4割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、請負代金額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

請負代金額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

9 その他

(1) 平成29・30年度指名競争入札参加資格審査申請（京都府）において官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿を提出していない事業協同組合並びに平成30年度に組合員名簿を提出していない官公需適格組合は、本一般競争入札の入札参加資格確認申請をすることができない。

なお、官公需適格組合と組合員とが重複して入札参加資格確認申請をした場合にあつては、当該組合と当該組合員の双方に対して、本一般競争入札の入札参加確認通知を行わない。

また、入札参加資格確認申請書提出時に、有効な組合員名簿を提出していない組合員に対しては、本一般競争入札の入札参加資格確認通知を行わず、開札までに有効な組合員名簿を提出していない組合員が行った入札は無効とする。

(2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。なお、技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

建設業法施工令（昭和31年政令第273号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。

(3) (2)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(4) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。

(5) 本入札において、(4)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(6) その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、一般競争入札参加確認申請の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。
- (5) 入札参加要件等における認定業種、認定等級及び総合点とは、平成30年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査結果通知書（平成30年4月1日付け30指第100号）又は経常建設共同企業体入札参加資格認定通知書（平成30年5月1日付け30指第150号）における工事の種類、等級及び総合点をいう。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。
- (8) 確認申請書等を提出する時点において、健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入している者（法令の規定により適用を除外されている者を除く）であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

2 確認申請書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

該当の公告に示す「配布期間」に、契約条項を示す場所に問い合わせること。または、京都府立医科大学ホームページよりダウンロードすること。

(2) 設計図書等の閲覧

該当の公告に示す「閲覧期間」に、契約条項を示す場所に問い合わせること。または、京都府立医科大学ホームページよりダウンロードすること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

該当の公告に示す受付期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参すること。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認の結果については、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本学において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本学に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書に関する質問にあつては該当の公告に示す日に回答する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札者は、該当の公告に示す入札日時に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を持参すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った

入札

オ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

カ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

キ 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

ク 入札に有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札

ケ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札

コ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

サ 技術者の専任が必要となる工事において、入札書の提出が認められない複数の入札に入札書を提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札箱に入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨。

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 配置技術者の選定

落札者は、契約前に配置する技術者を選定し、現場代理人等通知書により発注者に通知すること。

なお、技術者の専任を求める工事においては、配置予定技術者調書に記載した技術者から技術者を選定すること。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第13号第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しない場合、技術者の専任を求める工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

11 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に、「工事請負契約書」に基づく契約書を作成すること。

13 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。
また、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、契約書第10条第3項に定める規定による場合はこの限りでない。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (7) 京都府暴力団排除条例第13号第5項の規定による誓約書を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合、技術者の専任を求める工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (8) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。
- (9) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (10) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守すること。
なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を行う。
- (11) 落札者は、原則府内企業を下請負先として選定すること。また、府外企業へ下請負を行う場合は、元下指針に基づく「理由書」を提出すること。
- (12) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを提出すること。
- (13) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- (14) 本入札では、積算内容等を変更する必要がある場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。